

参画と協働のまちづくりガイドライン（案） 改訂箇所 新旧対照表

（※ 細かな文言や図、写真等は適宜更新しています。）

第 1 章 参画と協働のまちづくりガイドラインの改訂に当たって

変更箇所	表紙	
変更案	現行	変更理由
<p style="text-align: center;">西脇市 参画と協働のまちづくり ガイドライン</p>  <p style="text-align: center;">令和 年月 西脇市</p>	<p style="text-align: center;">西脇市参画と協働のまちづくり ガイドライン改訂版</p>  <p style="text-align: center;">平成27年3月 西脇市</p>	<p>現在作成中のまちづくり活動啓発リーフレットと似たイメージのデザインに変更</p>

変更箇所	p 1	1 ガイドライン改訂の背景 (1) 少子高齢化・人口減少		
変更案		現行	変更理由	
<p>西脇市における年齢別人口（【 】内は総人口における割合）の令和2年から令和32年までの推移を見ると、15歳未満の若年者人口（4,617人【11.6%】⇒2,063人【8.6%】）、15歳から65歳未満の生産年齢人口（22,135人【55.3%】⇒10,725人【44.7%】）及び65歳以上の人口（13,247人【33.1%】⇒11,205人【46.7%】）は、いずれも減少しており、また65歳以上の人口の割合が生産年齢人口の割合を超え、社会構造が今まで以上に変化することが予測されています（令和6年以降の数値は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値）。</p>		<p>西脇市における年齢別人口の平成12年から平成52年までの推移を見ると、15歳未満の若年者人口（7,224人⇒3,361人と約3,850人の減）と15歳から65歳未満の生産年齢人口（29,073人⇒16,139人と約12,950人の減）は、いずれも約半数と大きく減少する一方で、65歳以上（9,407人⇒12,220人と約2,800人増）が増加し、社会構造が大きく変化することが予測されています（平成32年以降の数値は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値）。</p>	<p>人口推移について、直近の調査数値に更新 それに伴い、人口推移についての記載を変更</p>	

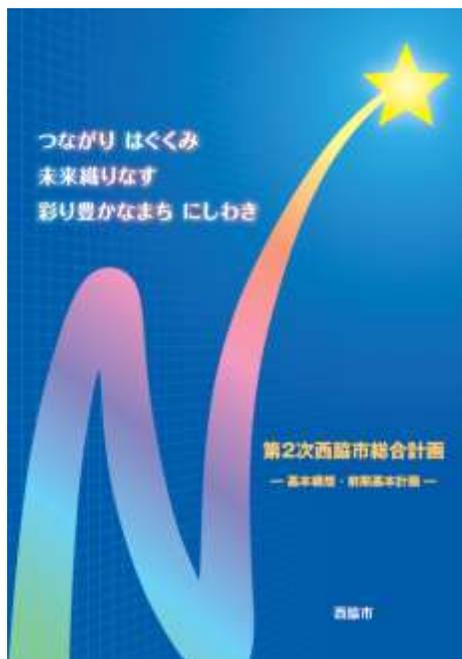
変更箇所	p 1 ~ 2	1 ガイドライン改訂の背景	
変更案		現行	変更理由
<p>(削除)</p> <p>(2) 地域コミュニティの機能低下 (略)</p> <p>(3) 自発的な市民活動の活発化 (略)</p>	<p>(2) <u>地方分権の進展</u> 平成12年4月に地方分権一括法(※1)が施行され、本格的な地方分権(※2)時代がはじまりました。 <u>全国的に住民自治(※3)の充実や協働のまちづくりが唱えられており、本市においても市民や地域が持つ力を活用した活動を推進し、地域の課題は住民自らが解決する住民自治の向上を図ることが必要となります。</u></p> <p>(3) 地域コミュニティの機能低下 (略)</p> <p>(4) 自発的な市民活動の活発化 (略)</p>	<p>一定程度、地方分権が制度化等されてきたこともあり、 「(2) 地方分権の進展」を削除</p>	

変更箇所	p 2	1 ガイドライン改訂の背景 (3) 自発的な市民活動の活性化	
変更案		現行	変更理由
<p><u>S N S (※2) の普及により、誰でもいつでも情報発信できるようになったことで、市民グループやN P O 法人などによる社会貢献活動が一般に認識され、またその輪が広がることで、活動の活発化や新たなつながりが形成されるようになりました。</u></p>		<p><u>昨今では、自発的・主体的に社会性、公益性のある活動を行うN P O 法人（特定非営利活動法人）やボランティア団体などによる活動が一般に認識され、活発化してきました。</u></p>	<p>S N S の普及に伴い、記載を変更</p>

変更箇所	p 1 ~ 2	1 ガイドライン改訂の背景	
変更案		現行	変更理由
<p>(4) <u>市民ニーズの多様化・複雑化</u>  <u>高齢者単身世帯の増加などの世帯構成の変化、定年延長による就業期間の伸長、女性の社会進出の増加などにより、家庭環境や社会環境が大きく変化しています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、様々な脅威に直面する中、ライフスタイルや価値観、市民ニーズも多様化・複雑化しており、市内においても市街地と農村地域では抱える課題が異なっているのが現状です。</u>  <u>行政資源(※3)も縮小していく中、将来の予測が困難な社会において、誰もが生涯にわたっていきいきと暮らすためには、一人ひとりが多様な個性や能力を発揮し、参画・協働できる社会を目指す必要があります。</u></p>			<p>一人ひとりの個性の尊重等を重要視する社会となっているため、「(4) 市民ニーズの多様化・複雑化」を追加</p>

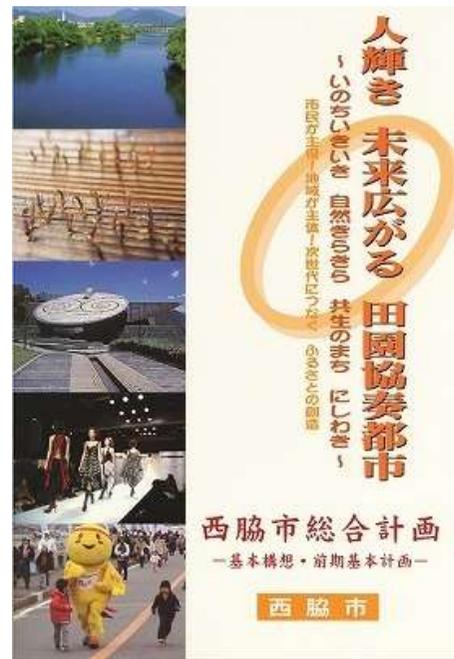
変更箇所	p 4	2 参画と協働の定義と位置付け (2) 総合計画では…		
変更案		現行	変更理由	
<p>平成31年3月に策定した西脇市総合計画（※7）前期基本計画では、本市の目指すべき姿として定めた将来像「<u>つながり はぐくみ 未来織りなす彩り豊かなまち にしわき</u>」の実現を推進する方策のひとつとして、『<u>多様な主体による地域自治の確立</u>』を定めています。</p> <p>また、『<u>多様な主体による地域自治の確立</u>』を実現していくためには「補完性の原則」に基づき、各主体が行動していくことが求められます。</p> <p>【補完性の原則】</p> <p>我が国の地方分権の推進に当たっての基本的な考え方で、<u>地域の問題はより身近なところで解決されるべき（小さな単位で対応できることはそこで対応し、そこで対応できないことや対応すると効率的でないことのみをより大きな単位で対応していくべき）とする考え方。自助（※8）、共助（※9）、公助（※10）。欧州連合に際してEUと各国政府の関係整理のために用いられた。</u></p> <p>また、第6章「<u>多様な主体による地域自治の確立</u>」のなかでは、『<u>参画と協働のまちづくり</u></p>		<p>平成25年2月に策定した西脇市総合計画（※7）後期基本計画では、『<u>都市経営の基本方針</u>』として、『<u>協働による地域自治</u>』と定めています。</p> <p>また、『<u>協働による地域自治</u>』を実現していくためには「補完性の原則」に基づき、各主体が行動していくことが求められます。</p> <p>【補完性の原則】</p> <p><u>補完性の原則とは、地域の問題・課題については、市民自ら（自助（※8））、あるいは近隣（共助（※9））で行い、地域で解決することが困難なものや広域的な案件は市が行う（公助（※10））といったように、それぞれの適切な役割分担によって、補完していく考え方です。それぞれ、自分たちができることは責任を持って行い、できないことをお互いに補完しあうことが基本となります。</u></p> <p>また、第7章「<u>多様な主体による地域自治が確立したまち〈地域自治〉</u>」第1節に『<u>市民主</u></p>	<p>総合計画の更新に伴い記載を変更</p> <p>なお、本ガイドライン改訂時には新たな総合計画が策定される予定であるため、変更があれば再度更新する。</p>	

を進める』ことを政策のひとつとし、目指す姿として「市民一人ひとりが地域社会に関心を持ち、住んでいる地域の現状や課題への理解が進むことで、主体的にまちづくりに取り組んでいます。」としています。



西脇市総合計画

役のふるさとづくり【市民参画・協働】』を掲げ、目指す姿として「市民が行政情報を適切に入手することができ、市民と行政が互いの役割と責任を認識した上で、ともに考え、協働してまちづくりに取り組んでいます。」としています。



西脇市総合計画

## 第2章 参画（参加）編

変更箇所	p 5	2 参画の手法と特徴、留意点	
変更案		現行	変更理由
<p>市民の意見を市政に反映させるための市民参画には様々な手法があり、代表的には次のようなものがあります。</p> <p>また、<u>I C T（※11）</u>等を活用した手法など、これら以外の手法についても調査・研究していく必要があります。</p>		<p>市民の意見を市政に反映させるための市民参画には様々な手法があり、代表的には次のようなものがあります。</p> <p>また、これら以外の手法についても調査・研究していく必要があります。</p>	<p>参画の手法について、I C T等を活用した手法を研究する旨を追記</p>

## 第4章 参画と協働のまちづくりを進める基本的な方向

変更箇所	p 25	1 意識改革と参加の促進	
変更案		現行	変更理由
<p>○まちづくりを担う人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>まちづくりワークショップの開催</u></li> <li>・<u>中間支援組織（※28）によるまちづくり活動に係るセミナーの開催</u></li> </ul>		<p>○まちづくりを担う人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>「まちづくり講座」を開催</u></li> </ul>	<p>中間支援組織による人材育成を追記</p>

変更箇所	p 27	3 市民活動の支援	
変更案		現行	変更理由
<p>○市民活動に必要な資金などを支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>各地域自治協議会を対象とした地域自治一括交付金制度</u>、各地区まちづくり協議会等 を対象とした地区まちづくり実践補助事業 及び<u>市民グループ</u>等を対象とした市民提案 型まちづくり事業による団体等の支援</li> </ul> <p>○市民活動への相談や支援を進める取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 兵庫県や公益法人等の制度を活用し、まち づくりアドバイザーを派遣</li> <li>・ N P O 法人の設立や活動に対する支援や情 報提供</li> <li>・ <u>中間支援組織によるまちづくり活動に關す る相談窓口の設置</u></li> </ul>		<p>○市民活動に必要な資金などを支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各地区まちづくり協議会等を対象とした地 区まちづくり実践補助事業と<u>ボランティア グループ</u>等を対象とした市民提案型まちづ くり事業による団体等の支援</li> </ul> <p>○市民活動への相談や支援を進める取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 兵庫県や公益法人等の制度を活用し、まち づくりアドバイザーを派遣</li> <li>・ N P O 法人の設立に対する人的な支援や情 <u>報提供</u></li> </ul>	<p>地域自治協議会を 対象とした地域自治 一括交付金制度及び 中間支援組織による 相談窓口の設置を追 記</p>

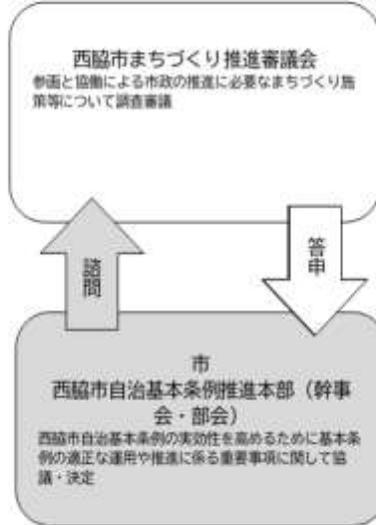
変更箇所	p 29	5 まちづくりへの体制づくり
<b>変更案</b>	<b>現行</b>	<b>変更理由</b>
<p>「<u>参画と協働のまちづくり</u>」の推進、市民活動の支援を行うとともに、市内8地区（西脇・津万・日野・重春・野村・比延・芳田・黒田庄）全てに「<u>地域自治協議会</u>」が設置されるよう、未設立地区に対して気運醸成や設立準備会等の立上げ支援を行います。</p> <p>また、「<u>地域自治協議会</u>」が実施する地域課題の解決に向けた事業や地域資源を生かした取組を支援し、多様な主体の協働による市民主体の持続可能なまちづくりを推進するため、組織運営や財政支援制度の運用・研究等を行います。</p>	<p>引き続き、<u>参画と協働の推進、市民活動の支援を行うとともに、本市における地区のまちづくりを推進する組織として「地域自治協議会」の設置に向け、組織のあり方や制度設計について検討・調整を行います。</u></p> <p>「<u>地域自治協議会</u>」については、西脇・津万・日野・重春・野村・比延・芳田・黒田庄の8地区において、区長会を中心に、各種団体、地区内の個人や法人を構成員とし、民主的な運営により、地区の活性化や様々な地区課題の解決に向けて協力・連携して取り組む組織を想定しています。</p>	<p>まちづくりへの体制づくりについて、地域自治協議会設立・未設立地区に分けて記載</p>

<p>【本市での取組状況】</p> <p>○参画・協働によるまちづくりを推進するための制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西脇市自治基本条例を制定（平成25年4月1日施行）</li> <li>・<u>まちづくり活動団体への支援制度の運用・研究</u></li> </ul> <p>○<u>地域自治協議会未設立地区への支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>地域自治協議会設立に向けた気運醸成や設立準備会等の立上げ支援</u></li> </ul> <p>○推進体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西脇市まちづくり推進審議会の<u>運営</u></li> <li>・西脇市自治基本条例推進本部の<u>運営</u></li> </ul>	<p>【本市での取組状況】</p> <p>○参画・協働によるまちづくりを推進するための制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西脇市自治基本条例を制定（平成25年4月1日施行）</li> </ul> <p>○<u>地域自治協議会の周知</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>各地区区長会との意見交換を実施</u></li> </ul> <p>○推進体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西脇市まちづくり推進審議会の<u>設置</u></li> <li>・西脇市ふるさと経営推進市民会議の開催</li> <li>・西脇市自治基本条例推進本部の<u>設置</u></li> </ul>	
---	--	--

## 第5章 ガイドラインの推進に向けて

変更箇所	p 34	3 推進体制	
変更案		現行	変更理由
<p>本市では、平成25年4月1日に「西脇市自治基本条例」を施行し、参画と協働のまちづくりの推進を基本原則にしています。</p> <p>この基本条例を推進するための庁内組織として、「西脇市自治基本条例推進本部」を設置し、推進本部のなかに具体的事項について検討する幹事会を、さらに必要に応じて部会を設置し、自治基本条例の推進に係る重要事項について検討し実践することとしています。</p> <p>また、本ガイドラインの改訂や市民活動に対する支援のあり方、地域自治を推進するための組織のあり方など様々な事項について調査検討する組織として「西脇市まちづくり推進審議会」を設置し、市民の意見を反映した施策展開を図っていきます。</p>		<p>本市では、平成25年4月1日に「西脇市自治基本条例」を施行し、参画と協働のまちづくりの推進を基本原則にしています。</p> <p>この基本条例を推進するための庁内組織として、「西脇市自治基本条例推進本部」を設置し、推進本部のなかに具体的事項について検討する幹事会を、さらに必要に応じて部会を設置し、自治基本条例の推進に係る重要事項について検討し実践することとしています。</p> <p><u>その一方で、市民に参画と協働の推進に係る市の取組について報告し、意見を聞いたり、意見交換を行う場として「西脇市ふるさと経営推進市民会議」を開催しています。</u></p> <p>また、本ガイドラインの改訂や市民活動に対する支援のあり方、地域自治を推進するための組織のあり方など様々な事項について調査検討する組織として「西脇市まちづくり推進審議会」を設置し、市民の意見を反映した施策展開を図っていきます。</p>	<p>自治基本条例（参画と協働）の推進体制について、現行の体制に更新</p>

### 自治基本条例（参画と協働）の推進体制



### 自治基本条例（参画と協働）の推進体制

